

## 産官学連携活動利益相反マネジメント委員会規程第6条に係る申告基準

制定 令和6年9月26日

(趣旨)

第1条 この基準は、産官学連携活動利益相反マネジメント委員会規程第6条第2項の規定に基づき、産官学連携活動利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）に申告する必要がある個人の経済的利益の基準に関して必要な事項を定めるものとする。

(申告基準)

第2条 教員等が1つの産官学連携活動において、当該活動に係る企業等からの次の各号に定める個人の経済的利益がある場合には、事前に委員会に申告しなければならない。

- (1) 報酬・給与
- (2) 特許の実施料等、知的財産権に係る収入
- (3) 株式配当
- (4) 贈与
- (5) その他前各号に類する経済的利益

(改廃)

第3条 この基準の改廃は、委員会の議を経て、部局長会において決定する。

付 則

この基準は、制定日（令和6年9月26日）から施行する。